

受入れ人材育成支援奨励金の概要

①早期雇入れ支援

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期(離職後3か月以内)に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成(40万円)。

②人材育成支援

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、期間の定めのない労働者として、雇入れ又は移籍(※)により受け入れて訓練を実施した事業主に対して、その費用の一部を助成(OJT:@700円/時・人、Off-JT: 800円/時・人+訓練実費上限30万円)。

※ 移籍については28年度から「キャリア希望実現支援助成金」に移行。

